2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第六条第一項本文中「規定する」の下に「幼稚園、」を加え、「、高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改め、同項の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭						
専修免許状	二	六		一八	二	二	五
一種免許状	二	六		一八	二	二	五
二種免許状	二	四		一二	二	二	五

第六条第一項の表備考第一号中「科目は」の下に「、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし」を加え、「を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を削り、同表備考第二号中「第二十五条」を「第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条」に、「第五十四条の二」を「第七十四条」に、「、同令第五十七条の二」を「又は同令第八十四条」に改め、「又は同令第七十六条に規定する幼稚園教育要領」を削り、同表備考第六号中「科目は」の下に「、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」を削り、同表備考第八号中「並びに」の下に「幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、」を加え、「中学校及び幼稚園」を「幼稚園及び中学校」に改め、「、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校」を削り、「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に、「小学部又は幼稚部」を「幼稚部又は小学部」に改め、同表備考第十号中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改め、「単位は、」の下に「幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は」を加え、「又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）」を削り、同表備考第十二号及び第十三号中「小学校、中学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校又は中学校」に改め、同表備考第十四号中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第六条の二各項、第十条の表備考第三号及び第十条の四の表備考第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「、高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

第十条の六第一項及び第三項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「、幼稚園」を削る。

第十一条第一項の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭					
専修免許状			一五	一五
一種免許状	四	二〇	六	四五
二種免許状	五	三〇		四五

第十一条第一項の表備考第三号中「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校」に、「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第十三条の表幼稚園教諭の項を削り、同表小学校教諭の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭					
一種免許状	一	七	二
二種免許状	一	九	

第十五条第一項中「第三条又は第四条」を「第四条又は第五条」に改め、同条第四項の表第三欄中「第四条」を「第五条」に改める。

第十六条第四項中「第三条」を「第四条」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第十八条の二の表幼稚園教諭二種免許状の項を削り、同表小学校教諭二種免許状の項の前に次のように加える。

幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状			六		

第十八条の二の表備考第一号中「第三条」を「第四条」に改め、同表備考第三号中「第四条」を「第五条」に改める。

第二十七条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「、特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改める。

第三十二条第一項中「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

第六十五条の七中「第二十四条第一項、第五十三条第一項、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九」を「第五十条第一項、第七十二条第一項、第百二十六条、第百二十七条第一項及び第百二十八条」に、「第二十四条第一項、第七十三条第一項、第五十七条、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九」を「第五十条第一項、第七十二条第一項、第八十三条、第百二十六条、第百二十七条第一項及び第百二十八条」に、「第七十三条の十」を「第百二十九条」に改める。

第六十六条第三号中「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同条第四号中「第六十九条」を「第百五十条」に改める。

第六十六条の三第一項中「第二十四条第一項及び第七十三条の七」を「第五十条第一項及び第百二十六条」に改め、同条第二項中「第五十三条第一項及び第七十三条の八第一項」を「第七十二条第一項及び第百二十七条第一項」に改める。

第六十六条の四中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六十六条の七の表短期大学の専攻科の項中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

第六十六条の九中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六十七条の表第二欄中「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校」に改める。

第六十八条中「校長」の下に「、副校長」を、「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を、「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第六十八条の二中「第六十七条第二項」を「第百二条第二項」に改める。

第六十九条中「校長」の下に「、副校長」を、「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第六十九条の三中「職員は」の下に「、幼稚園」を加え、「、特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に、「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

第七十二条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

附則第四項の表備考中「第三条、第四条」を「第四条、第五条」に改める。

附則第七項の表中「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

附則第九項中「第五条」を「第三条」に改める。

附則第十項中「第四条」を「第五条」に改める。

附則第十三項中「小学校、中学校若しくは幼稚園」を「幼稚園、小学校若しくは中学校」に改める。

附則第二十項中「第八条第一号イからヌまで」を「第二十条第一号イからヌまで」に改める。

附則第三十四項中「第二十五条」を「第五十二条」に改める。